

AI・IoT 導入促進補助金 Q & A

Q 1 他の補助金と重複して受給することはできますか？

A 1 国、市町村、団体及び新潟県の他の補助金との併用はできません。

Q 2 補助事業の事業期間は？

A 2 交付決定日から令和2年2月29日(土)までが事業期間となります。実績報告書は令和2年3月13日(金)までに提出していただきます。

Q 3 公募申請書を2件以上提出することは可能ですか？

A 3 できません。当該年度で同一の者が応募できるのは1件に限ります。

Q 4 導入計画が当初から大幅に変更になる可能性がある場合でも応募できますか？

A 4 応募できません。応募に当たっては、導入計画を十分に検討願います。

Q 5 「AI や IoT を活用したシステム・機器等」とは何ですか？

A 5 「AI」とは、ディープラーニングや機械学習を取り入れたAI類を指し、「AIの活用」とは、AI製品やWebAPI等によりAI機能を提供するサービスを使用することを指します。また、「IoTの活用」とは、単に従来から行われている単独機器の自動化や工程内の生産管理ソフトの導入にとどまらず、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データを活用して、①監視(モニタリング)、②保守(メンテナンスサービス)、③制御(コントロール)、④分析(アナライズ)のいずれか又は複数を行うものをいいます。このAI、IoTの両方又はいずれかを活用したシステム・機器等が対象です。

Q 6 「モデル的な取組」とは何ですか？

A 6 単なるシステム・機器等の導入ではなくAIやIoTの活用により生産性や付加価値の向上を図るものであり、かつ、他の中小企業者への波及効果が期待できる取組です。なお、取組は新潟県内で実施しなければなりません。

Q 7 システム・機器等の県外企業からの購入・導入も対象となりますか？

A 7 県外企業からの購入・導入も対象となります。

Q 8 既に購入している機器やシステムの改良は対象となりますか？

A 8 当該改良が、AIやIoTを活用するために必要なものであれば、対象となります。ただし、どの部分を改良したのか把握できるように、図面や改良に要した費用等を整理願います。

Q 9 システムの活用にあたり、職員に操作説明等をしてもらう経費は対象となりますか？

A 9 対象となります。「専門家経費」に該当すると考えられます。

Q10 導入から一定期間、操作や運用に係る人を雇った場合、経費は対象となりますか？

A10 従業員の人件費は対象外となりますが、外部専門家等へ支払う謝金、旅費については、「専門家経費」として経費の対象となります。

Q11 システムの運用委託、管理に係る費用は年度内であれば対象となりますか？

A11 機器、システムの導入に当たって必要となる費用が対象となりますので、運用、管理に係る経費は対象外となります。

Q12 操作説明書（マニュアル）の作成・購入に係る費用は対象になりますか？

A12 対象となります。

Q13 機器を導入した後、修理や改良が必要になった場合、年度内であれば対象になりますか？

A13 事業の遂行のために必要と認められれば、予算の範囲内で対象となります。その場合、変更承認申請書を提出いただく必要があります。

Q14 導入する事業所以外での動作試験も補助対象になりますか？

A14 対象になりません。対象と認められるのは導入を予定している機器・システム等の動作試験であるため、実際に導入する事業所での試験のみ対象となります。

Q15 目標が達成できなくても補助金はもらえますか？目標を達成しているかはどのように把握しますか？

A15 基本的には、目標が未達であっても補助金の交付を取り消すことは考えておりません。ただし、取組を行っていなかった（又は不十分だった）ことによる目標未達の場合には、補助金の交付を取り消す可能性もあります。

目標達成状況については、実績報告書に記載いただくとともに、事業終了後に提出していただく導入効果等報告書で確認させていただきます。

Q16 補助事業を完了し補助金を受領した後も、提出を求められる書類等がありますか？

A16 補助事業完了後、2年間(6ヶ月毎)導入効果等報告書を提出していただきます。

Q17 研究開発のための経費や大学等との共同研究費は対象になりますか？

A17 本事業はAIやIoTを活用したシステム・機器等を「導入」して実施する県内中小企業の「モデル的な取組」を支援するものであり、事業期間内の確実な導入や事業効果等が見込まれるものを補助対象事業としているため、試作や研究に係る経費は補助対象経費にはなりません。